

座間市指定公金事務取扱者の指定等に関する事務取扱要綱

令和8年2月4日告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定等に関する事務の取扱いに関し、法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）及び座間市予算決算会計規則（昭和42年座間市規則第2号。以下「会計規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、法、施行令、施行規則及び会計規則で使用する用語の例による。

- (1) 指定公金事務取扱者の指定 法第243条の2第1項の規定による市長の指定をいう。
- (2) 公金事務の再委託等の承認 法第243条の2第5項の規定による公金事務の委託に係る市長の承認及び同条第6項の規定による公金事務の再委託に係る市長の承認をいう。
- (3) 主管課長 当該公金事務に係る歳入等又は歳出を所管する会計規則第2条第6号に規定する課長をいう。

(指定公金事務取扱者の指定)

第3条 指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者は、指定公金事務取扱者指定申出書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 主管課長は、前項の申出書の提出があった場合は、次の各号に掲げる指定公金事務取扱者の指定の要件ごとに、当該各号に定める事項を審査するものとする。

- (1) 施行令第173条第1号に規定する要件
 - ア 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。
 - イ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。
- (2) 施行令第173条第2号に規定する要件
 - ア 経営陣の体制並びに業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。
 - イ コンプライアンス体制、個人情報管理体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

3 主管課長は、前項の規定による審査の後、指定公金事務取扱者の指定のための事務手続をしようとするときは、会計管理者に次の事項を協議しなければならない。

- (1) 指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者が施行令第173条第1号及び第2号の要件を満たし、公金事務を適切かつ確実に遂行することができるものであること。
- (2) 委託する公金事務

- 4 市長は、指定公金事務取扱者の指定をしたときは、指定公金事務取扱者指定通知書（第2号様式）により、指定をしないこととしたときは、指定公金事務取扱者不指定通知書（第3号様式）により、当該申出書を提出した者に通知しなければならない。
- 5 市長は、指定公金事務取扱者の委託をしたときは、法第243条の2第2項に規定する事項を告示しなければならない。
- 6 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、指定公金事務取扱者変更届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の届出書の提出があった場合は、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

（公金事務の再委託等の承認）

第4条 指定公金事務取扱者は、公金事務の一部の委託又は再委託の承認を受けようとするとき、一部の委託にあっては指定公金事務一部委託承認申出書（第5号様式）に、再委託にあっては指定公金事務再委託承認申出書（第6号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 主管課長は、前項の申出書の提出があった場合は、前条第2項の規定に準じて審査をするものとする。
- 3 主管課長は、前項の規定による審査の後、公金事務の一部の委託又は再委託の承認のための事務手続をしようとするときは、前条第3項の規定に準じて会計管理者に協議しなければならない。
- 4 市長は、第1項の申出書の提出があった場合は、次のとおり当該指定公金事務取扱者に通知しなければならない。

- (1) 公金事務の一部の委託の承認をしたときは指定公金事務一部委託承認通知書（第7号様式）により、承認をしないこととしたときは指定公金事務一部委託不承認通知書（第8号様式）により行う。
- (2) 公金事務の再委託の承認をしたときは指定公金事務再委託承認通知書（第9号様式）により、承認をしないこととしたときは指定公金事務再委託不承認通知書（第10号様式）により行う。

（指定の取消し）

第5条 主管課長は、法第243条の2の3第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

- 2 市長は、指定公金事務取扱者の指定の取消しをしたときは、指定公金事務取扱者指定取消通知書（第11号様式）により、当該指定公金事務取扱者に通知しなければならない。
- 3 市長は、指定公金事務取扱者の指定の取消しをしたときは、その旨を告示しなければならない。

（帳簿の保存）

第6条 指定公金事務取扱者は、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、委託終了から5年間保存しなければならない。

(申出書等の様式)

第7条 第3条から第5条までに規定する様式により難い場合は、当該様式に準じた様式を使用することができる。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、座間市指定公金事務取扱者の事務の取扱に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月4日から施行する。